

2013 年度海外制度調査

フィリピンにおける 加工食品の輸入制度

2014年3月

(2015年3月改訂)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

マニラ事務所

目次

I. 輸入・販売許可の取得手続き	1
1. 営業許可の取得	2
2. 製品登録証明の取得	6
3. 輸入禁止品目	8
4. 検疫が義務付けられる品目	9
5. 宗教上の留意点	9
II. ラベル表示規制	11
1. ラベル表示規制	11
2. 包装容器に関する規制	13
III. 食品添加物に関する規制	14
IV. 残留農薬に関する規制	17
V. 輸入関税・内国諸税	18
VI. 関係先リスト	20
1. 管轄機関及び官庁	20
2. 業界団体	20
3. 食品検査機関	22
4. その他	24

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 輸入・販売許可の取得手続き

フィリピンに生鮮品を含む食品を輸出する場合、フィリピンの輸入業者や流通業者は輸入・販売許可を取得する必要がある、食品の種類によって所轄官庁は以下のように分かれる。

<品目別の輸入・販売許可所轄官庁>

- ・ 生きた動物（飼料や獣医器具などを含む）
農業省畜産局 (Bureau of Animal Industry: BAI, Department of Agriculture)
- ・ 鮮魚や魚介類
農業省漁業水産資源局 (Bureau of Fisheries & Aquatic Resources: BFAR, Department of Agriculture)
- ・ 食肉類（生鮮）
農業省国家食肉検査サービス (National Meat Inspection Service: NMIS, Department of Agriculture)
- ・ 果物や野菜を含む植物類
農務省植物産業局 (Bureau of Plant Industry: BPI, Department of Agriculture)
- ・ 砂糖（定めのあるもの）
砂糖規制庁 (Sugar Regulatory Administration: SRA)
- ・ 米（破砕米を含む）
国家食糧庁 (National Food Authority: NFA)
- ・ 包装済み食品および飲料（食品添加物を含む）
保健省食品薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA, Department of Health)

包装されている加工食品（肉、魚肉加工製品を含む）や飲料、加工食品向け原料や食品添加物などを輸入する際には、保健省食品薬品管理局（FDA）からライセンスを取得する必要がある。具体的には、輸入業者や流通業者、もしくは再包装業者による営業許可（License to Operate: LTO）と、国内販売に必要なライセンスの一種である製品登録証明（Certificate of Product Registration: CPR）の取得である。これらの輸入ライセンスを商品が輸入通関される前に取得する必要がある。

1. 営業許可の取得

加工食品の輸入に際し、共和国法 (Republic Act) 第 3,720 号「食品・医薬品・化粧品法」(1987 年大統領令 (Executive Order) 第 175 号により改正)、保健省 1979 年行政命令 (Administrative Order) 第 37 号および共和国法第 9,711 号「食品・医薬品管理法」などにに基づき、加工食品の製造業者や輸入業者または流通・販売業者は、事業を開始する前に保健省食品薬品管理局から営業許可を取得しなければならない。この許可がその後の同局からの全ての許可、証明書類の発行を受ける際の前提条件となっている。

輸入業者による営業許可の申請に必要な書類は以下である (2014 年 FDA 通達 (Circular) 第 3 号)。

< 申請書類 >

(1) 共通必要書類

A. 事業登記証明書類

- ・ 個人事業主の場合、貿易産業省 (DTI) への事業名登録証明書 (Certificate of Business Name Registration)
- ・ 株式会社及びパートナーシップの場合、証券取引委員会 (SEC) への登録証明書および基本定款 (Articles of Incorporation)
- ・ 協同組合の場合、協同組合開発庁 (CDA) の証明書
- ・ 事業名と住所が貿易産業省 (DTI) や証券取引委員会 (SEC) に登録された名称や住所と異なる場合は、管轄の市長が発行する営業許可証 (Mayor's Business Permit)、またはバラングアイ¹が発行するバラングアイ営業許可証 (Barangay Clearance)

B. 申請書 (Integrated Application Form、ページ 1、2) および申請料納付書で、2x2 インチの証明写真を貼付して公証されたもの

C. 事務所／倉庫賃貸に関する書類

- ・ リース／サブリース契約書
- ・ 事務所を所有する場合は、所有権移転証明書 (Transfer Certificate of Title) および公証済み入居証明書
- ・ 住宅地や住宅用コンドミニアム内に立地している場合、住宅所有者組合 (Homeowner's Association) による許可証
- ・ 公証済み倉庫契約書 (Warehousing Agreement) (ロジスティクス事業者) (倉庫の場合)
- ・ 事業所所在地の地図と GPS (近隣地図、目印となる建物、建物の種類な

¹ フィリピンの地方自治単位。

ど記載)

- ・ フロアプラン

D. 商品一覧

(2) 事業区分別の必要書類 (I. 共通必要書類に加えて必要な書類)

輸入業者の場合は、上記に加え、以下の書類が必要となる。

- ・ 外国代理店契約 (Foreign Agency Agreement/Certificate of Distributorship/Appointment Letter) もしくはプロフォーマ・インボイス (Proforma Invoice)
- ・ 輸出国当局が発行した製造業者に関する以下の書類のいずれか (スキャンコピー)
 - (i) 製造業者の登録証明書および製造者が当該政府機関の認める適性製造規範 (Good Manufacturing Practice: GMP) の規定を遵守していることの証明
 - (ii) 植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)
 - (iii) 自由販売証明書 (Certificate of Free Sale)
 - (iv) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) 承認証

(3) 製品の安全性を証明する書類

原産国で定期的に実施されている分析結果またはそれに順ずる書類。分析をフィリピン国内で行う場合は、FDA の推奨、承認する分析機関で行うこと。

その他、塩、小麦粉、料理用油、米、食品原材料、食品添加物、醤油、乳製品を輸入する場合は、別途追加書類が必要となる。

上記書類のチェックリストは以下の FDA のウェブサイトに掲載されている。

(Food Distributor (Importer/Exporter/Wholesaler) 参照)

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/224-food-establishment-licensing-requirements>

なお、「B. 申請書」は以下の FDA のウェブサイトからダウンロード可能である。ダウンロードできない場合は pair@fda.gov.ph へ申請書の送付を要求する。

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables>

<申請書類提出の流れ>

- (1) pair@fda.gov.ph に申請書類提出日予約依頼のメールを送る。
 - ・ 申請者による提出日の指定はできない。
 - ・ 本メールに申請書類を添付する必要はない。
 - ・ メール 1 通あたり 10 申請まで依頼可能。

- (2) FDA から申請書類提出日の知らせが E メールにて送られてくる。
 - ・ (1) の E メールを出してから 2 営業日以内に書類提出日が Document Tracking Log (DTL) とともに送られてくる。DTL に予約番号 (RSN) が記載されている。
 - ・ 通常、(1) が受領されてから 10 営業日以内の日程がスケジューリングされる

- (3) 申請料を Land Bank もしくは FDA 本部の窓口で支払う。
 - ① Land Bank での支払いの場合
 - ・ 申請料支払い時の提出書類として、OnColl Payment Slip と共に (2) で送られてくる DTL の写しと申請書の写しが必要。
 - ・ 領収書の代わりに OnColl Payment Slip とアセスメントフォームが返却される。
 - ・ 納付したことを証明するため、OnColl Payment Slip のスキャンコピーを accounting@fda.gov.ph へ送付する。
 - ② FDA 本部窓口で支払いの場合
 - ・ 申請料支払い時の提出書類として、Oncoll Payment Slip と共に (2) で送られてくる DTL コピーと申請書のコピーが必要。
 - ・ 領収書が発行される。この領収書は後の書類提出時に提示が必要。
 - ・ FDA 本部窓口で支払いが可能となるのは、FDA から指定された申請書類提出日のみ。それ以外は Land Bank で支払う必要がある。

- (4) 申請書類（公証済み申請書を含む）のソフトコピーを USB に保存する。
 - ① 申請書類 (1) の共通必要書類と同 (2) の事業区分別の必要書類を FDA 指定の形式で USB に保存する。紙の書類は FDA の要請があればすぐに提出できるようにしておく。
 - ② データ形式、保存方法は FDA の指定するものとする。
 - PDF：書類のスキャンコピー
 - Word 97-2003：製品一覧などのリスト
 - PNG：フロアプランなどのイメージファイル

- ③ 申請書類一式は FDA から発行された DTL 番号を付けたフォルダに保存する。共通書類または事業区分別の必要書類のうち、証明書などのスキャンコピーはまとめずに、書類ごとに独立したファイルで保存し、それぞれに英語で名前を付けること。

例：自由販売証明書のスキャンコピーは PDF 形式で保存し、“Certificate of Free Sale” と名前を付ける。

一度に複数申請する場合は、申請ごと（DTL 番号ごと）にフォルダを分けること。

- (5) 指定された日にデータ保存した USB と共に以下の書類を持参して FDA に提出する。

- ・ DTL コピー 2 部
- ・ 公証済み申請書（Application Form と Petition Form） 2 部
- ・ 支払い証明書原本（領収書または OnColl Payment Slip）
- ・ 商品サンプル（医薬品、サプリメント、殺鼠剤、殺虫剤などの場合）

- (6) 申請後のフォローアップは pair@fda.gov.ph に RSN とともに送る。

申請プロセスは以下を参照。

FDA ウェブサイト

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/237-fda-public-assistance-information-and-receiving-pair>

2014 年 FDA 通達第 3 号

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/145645/FC2014-003%20-%20Filing%20and%20Receiving%20of%20Registration,%20Licensing%20and%20Other%20Application%20Using%20the%20Integrated%20Application%20Form.pdf>

<認可手数料>

営業許可の有効期間は 1 年間で、以降 2 年毎の更新となる。申請費用は初回の申請料が 4,000 ペソ + 1% のリーガルリサーチ料 = 計 4,040 ペソ、更新申請料は 8,000 ペソ + 1% のリーガルリサーチ料 = 計 8,080 ペソである。

2. 製品登録証明の取得

1979年行政命令第37号および共和国法第10,611号に基づき、輸入業者や流通業者は加工食品を流通・販売する前に保健省食品薬品管理局（FDA）から製品登録証明書（Certificate of Product Registration：CPR）を取得しなければならない。製品登録は1製品につき1申請である。製品登録に際して、加工食品は主に2つのカテゴリーに分かれ、手続きに必要な書類も若干異なる（2014年FDA通達第3号）。

カテゴリー1：一般的な食品（ローリスク商品）

食パンなどベーカリー、ノンアルコール飲料、キャンディー・菓子類、ココア・コーヒー・茶、調味料、乳製品、ドレッシング、小麦調製品（ヌードル類含む）、食肉加工品・水産加工品、ナッツ、オイル、砂糖関連製品、シリアルやデザートなど

カテゴリー2：人体への影響が考慮される食品（ハイリスク商品）

アルコール飲料、サプリメント、薬用茶・ボトル入り飲料水、乳幼児向け食品、特別用途食品（治療食など）、バイオ食品、フィリピンで栽培されていない原料を使った外国固有の食品など

< 申請書類 >

(1) カテゴリー1

- ① 申請書（Integrated Application Form、ページ1、3）－公証が必要－
- ② FDAから再確認を受けた（revalidated）営業許可（LT0）のコピー
- ③ 原産国、製造社名を明記した商品リスト
- ④ 製品登録する輸入商品のプロフォーマ/セールスインボイス
- ⑤ 輸入者名と所在地を明記したラベルを添付した販売商品サンプル1個
- ⑥ 輸入者名と所在地を明記したラベル1枚
- ⑦ 輸出国当局が発行した自由販売証明書（Certificate of Free Sale）

当該商品が輸出国において自由に販売され、かつ食用として適していることを明記したもの（2007年BFAD通達（Bureau Circular）第6号）により追加されたもの）

(2) カテゴリー2

- ① 申請書（Integrated Application Form、ページ1、3）－公証が必要－
- ② FDAから再確認を受けた（revalidated）営業許可（LT0）のコピー
- ③ 商品情報

- A. 原材料・成分を使用割合の高い順に列挙したリスト。添加物については所定上限値と使用量を記載
- B. 香料サプライヤー発行の安全証明書
- C. 商品の仕様に関する情報（物理的、化学的、微生物学的情報）
- ④ 商品サンプル 1 個（包装され販売する際の状態のもの）
- ⑤ 表示ラベルおよびラベルの原料
- ⑥ 成分分析証明（分析方法も表示）
- ⑦ 製造、包装および品質管理の方法に関するフロー図
- ⑧ 包装材が食品に適していることを証明する書類
- ⑨ 消費期限と消費期限決定要因および方法に関する情報。以下を含む
 - A. 商品名、ロット番号、製造日、分析日
 - B. 物理的、化学的、微生物学的試験の集計データおよび結果
 - C. 商品の消費期限に関する結論
 - D. 品質保証分析者および品質保証管理者の名前および署名
- ⑩ 輸出国当局が発行した自由販売証明書（Certificate of Free Sale）
 当該商品が輸出国において自由に販売され、かつ食用として適していることを明記したもの（2007 年通達 6 号により追加されたもの）

ボトル入り飲料水やサプリメントについては上記以外に追加書類が必要となる。特別な品目に適用される規則、および製品登録申請書類のチェックリストについては FDA のホームページ（www.fda.gov.ph）で参照することができる。

品目毎の規制情報

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/222-food-registration-requirements>

< 申請料 >

1 製品あたりの申請料は以下のとおり。

分類	初回申請料（1 年有効）	更新申請料（5 年毎）
カテゴリー1	200 ペソ	1,000 ペソ
カテゴリー2	250 ペソ	1,250 ペソ
サプリメント	1,000 ペソ	5,000 ペソ
ボトル入り飲料	1,000 ペソ	5,000 ペソ

（出所）2001 年 BFAD 行政命令第 50 号

2014年FDA通達第3号により、申請方法が上記のように変更され、営業許可と製品登録の申請用紙が統一された。この変更は2014年3月3日の申請分より有効である。統一申請用紙はFDAのホームページよりダウンロード可能とのことであるが、改定されて間もないため用紙（エクセルファイル）への若干の修正が加えられることが予想される。必要に応じてFDAから最新版の申請用紙を取り寄せることをお勧めする。

申請用紙（エクセルファイル）送付請求先：pair@fda.gov.ph

3. 輸入禁止品目

現在フィリピンへの輸入が禁止されている主な加工食品は以下のとおりである。

- ・ 甘味料のステビアなど使用が認可されていない食品添加物が含まれる食品
- ・ 狂牛病（BSE＝牛海綿状脳症）および鳥インフルエンザ汚染地域とされている国・地域からの牛肉・鶏肉およびそれら加工食品

なお、BSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザ発生国からの農産品の輸入禁止や禁止措置の撤廃については以下の農務省畜産局(BAI)で確認することができる。

<http://www.bai.da.gov.ph/index.php/veterinary-quarantine-services/bird-flu-banned-and-lifted-countries>

- ・ メラミン混入が発覚した中国産乳製品

また、国内農業政策の観点から農産物を中心に一定の輸入枠を越える輸入品に対して高率関税を課す、いわゆるミニマム・アクセス関税率適用枠（Minimum Access Tariff Rate Quotas Volume=MAV）があり、米、砂糖、肉類、コーヒー豆、とうもろこしなどがその対象である。

4. 検疫が義務付けられる品目

フィリピンへの輸入に際して動物検疫検査や植物防疫検査など検疫検査が義務付けられているのは、生きた動物や飼料、生鮮の食肉や水産物、果実や野菜など広義の農産品であって、農務省畜産局（BAI）や同省漁業水産資源局（BFAR）、同省植物産業局（BPI）が管轄省庁となる場合である。この場合、輸入業者は、2005年農務省行政命令第26号に基づき、以下の基本的要件を満たす必要がある。

- ・ 正式な輸入業者として認可を受けていること
- ・ 原産国が当該輸入品に関する病気や病虫害の汚染地域ではないこと
- ・ 食肉の場合は農務省の認可を受けた屠殺施設で処理している証明書
- ・ 輸入ライセンス

ただし、食肉や水産品の場合「輸入向け獣医検疫クリアランス（Veterinary Quarantine Clearance：VQC）」を、飼料の場合「植物衛生許可（Sanitary and Phytosanitary：SPS Clearance）を農務省畜産局付属の国家獣医検疫サービス（National Veterinary Quarantine Service：NVQS）から取得する必要がある。これは60日間の期限付きライセンスで原産国から出荷する前に取得する必要がある。

- ・ 原産国当局発行の動植物検疫証明（もしくは健康証明）

<問い合わせ先>

農務省（Department of Agriculture）

- ・ 畜産局（Bureau of Animal Industry：BAI） www.bai.da.gov.ph
- ・ 漁業水産資源局（Bureau of Fisheries and Aquatic Resources：BFAR）
www.bfar.da.gov.ph
- ・ 植物産業局（Bureau of Plant Industry：BPI） www.bpi.da.gov.ph

5. 宗教上の留意点

フィリピンは人口の8割以上を占めるカトリック教徒と約1割のイスラム教徒で構成されている。カトリック教徒についてはホーリーウィーク（聖週間）などにおける食肉規制を除き、厳格な規制はない。

イスラム教徒については豚肉やアルコール成分を排除したイスラム教徒向け特別製造プロセスを経た食品を「ハラール食品（Halal Foods）」として公式に認定する制度がある。

フィリピンでは大統領直属のフィリピン・ムスリム国家委員会（National Commission on Muslim Filipinos：NCMF）が共和国法第9,997号に基づきハラールに関する規則を定めており、Islamic Da'wah Council of the Philippines：IDCP

が政府認定の下でハラール食品の認定を行っている。ハラール認定を受けた企業の情報は同協会のウェブサイトに掲載されている。ハラール認定の手続きについては、同協会ウェブサイトを参照するか、同協会に直接問い合わせることをお勧めする。

ハラール認定企業情報

<http://www.idcphalal.com/certified-accredited-companies.html>

ハラール認定手続き

<http://www.idcphalal.com/procedure-of-issuance.html>

II. ラベル表示規制

1. ラベル表示規制

(1) 概要

食品のラベル表示については、共和国法第 3,720 号（のち 1987 年大統領令第 175 号で改正）および 1984 年保健省食品薬品局（BFAD）行政命令第 88-B などによって規制されている。特に、後者は包装済み食品のラベル表記に関する規正法で「ラベル規則」とも呼ばれている。概要は以下のとおり。

- ・ ラベルとは、食品を包装する容器本体に印刷もしくは添付された商品タグ、商標、マーク、写真のことを指し、表示方法として記入、印刷、浮き出し加工、または刻印されたものをいう。
- ・ 間違った内容、もしくは他の商品を連想させるような消費者に誤解を招くか、または騙すような方法でラベル表示することは許されない。
- ・ ラベルは消費者の目に付きやすい位置にはっきりと情報が読み取れるように表示されなければならない。
- ・ ラベル表示が義務付けられている情報として、「食品の名称」、「食品添加物やビタミン、ミネラルを含む原料（成分）リスト」、「純内容量か乾燥容量」、「製造業者、包装業者、流通業者の名前と住所」、「ロット識別番号」が挙げられる。

さらに、1994 年覚書命令（Memorandum Circular）第 18 号により「食品登録番号」もラベル表示することが義務付けられている。

また、1982 年 FDA 規則（Regulation）第 1 号「包装済み食品の期限表示に関するガイドライン」に基づき、「消費期限（Consume Before）」か「賞味期限（Best Before）」のいずれかによる表示が義務付けられている。

(2) 表示項目など

①表示言語

表示言語は一般フィリピン人消費者が理解できる言語（英語かフィリピン語、地方語も可）で表示されていることが義務付けられている。日本語など外国語のラベル表記は、翻訳が併記されることが義務付けられている。

②成分表記

食品添加物やビタミン、ミネラルを含めて成分リストを表示しなければならない。ただし、栄養情報がラベル表記される場合は、「ビタミン類やミネラル類」というように一括して成分表に記載してもよい。

③栄養／カロリー表記

栄養・カロリー表記は任意で表示できる（義務ではない）。ただし、栄養情報やカロリーをラベル表示する場合は、たんぱく質、炭水化物、脂肪、エネルギー価、ビタミンやミネラルなどの成分を表形式で表示し、エネルギー単位をカロリーかジュールで表記すること、食品の有効期限内では常に栄養価の80%が存在していなければならないことなど、1984年BFAD行政命令第88-BのSection 4「栄養情報」の条項を遵守しなければならない。

④アレルギー表記

アレルギー表記も任意とされている。

⑤賞味期限・消費期限・製造日

1982年のFDA規則第1号「包装済み食品の期限表示に関するガイドライン」に基づき「消費期限（Consume Before）」か「賞味期限（Best Before）」のいずれか、また、これに加えて「製造日」の表示が義務付けられている。同令第2項においては、以下のように定められている。

- ・ 消費期限（コンシューム・ビフォー、またはユーズ・バイ、あるいはエクスパイレーションの日付は、記載されている保存状態でこの期限を越えると品質が著しく損なわれる製品の有効期限の終了を意味する日付で、この期限以降は販売できない。
- ・ 賞味期限（ベスト・ビフォー、またはベスト・ユーズ・バイ）の日付は、記載されている保存状態でこの期限を越えると特定の品質が劣化することが見込まれる製品の一定時期の終了を意味する日付で、この期限以降も消費可能と判断されるならば販売できる。

なお、いずれの表記も英語圏で使用されている“102908”（2008年10月29日）、“29-Oct-08”など「日・月・年」を数字や英語（月のみ）で表す方法が一般的。

⑥容量

容量の表記は義務であり、純内容量または乾燥重量で表す。

メートル法か国際単位（SI単位）を用いて主要表示ラベルか情報表示ラベルのいずれかに表示し、表示は基本的に包装容器の基底部分と平行でなければならない。容量誤差の許容範囲については、1998年BFAD通達第6-A s号に規定されている。同通達によれば、例えば、200gの容量（重量）の場合、誤差の許

容範囲は 2% (4g) と定められている (=許容範囲は 196g~204g)。誤差は製品の重量 (mg/g) か分量 (ml/l) のいずれか、また容量の大きさによっても異なる。詳細は同通達を参照されたい。

1998 年 BFAD 通達第 6-A s 号

<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertainin-g-to-all-regulated-food-products-and-supplements/food-fda-circular/19804-bureau-circular-no-6-a-s-1998>

⑦その他の義務表示

その他にも食品添加物のラベル表記やアルコール飲料におけるアルコール成分 (パーセンテージもしくはアルコール強度で表す) のラベル表記義務などがある。

いずれにせよ、ラベル表示規制については、1984 年 FDA 行政命令第 88-B 号の詳細を確認すべきであり、共和国法第 3720 号とともに理解しておく必要がある。

表示ラベルは、輸入通関の前提条件となる製品登録証明 (CRP) の取得に際して必要な提出書類の 1 つである。すなわち輸入通関時以前に輸出者の義務として適正なラベルを表示しておかなければならないことを意味する。

2. 包装容器に関する規制

輸入食品の包装容器や素材、包装方法などに関する特別な規制は無い。保健省食品薬品管理局 (FDA) 製品サービス課によれば「輸入食品として適切に包装されていること。消費者が食品に直接触れることなく手に取ることができるよう適切に包装されていれば良い」とのことである。

III. 食品添加物に関する規制

食品添加物を規制する法令は、1984年保健省食品薬品局(BFAD)行政命令第88-A号と2006年同局通達(Bureau Circular)第16号である。行政命令第88-A号が食品添加物の使用に関する基本規則となっており、同局通達第16号は、使用が認められる食品添加物リストとなっている点で重要である。

食品添加物については、甘味料のステビアなどの使用を禁じているほかは、使用が認められる甘味料や着色料、PH調整剤や保存料などの添加物を使用限度量とともにポジティブリストとして定めている。

甘味料・着色料・保存料などの食品添加物の使用規制については、コーデックス委員会(CAC)や合同食品添加物専門家会議(JECFA)など国際基準を定める機関に準拠して、FDAが審査して決定する。

香料の使用については、米国香料抽出製造者協会(FEMA)または国際香料産業組合(IOFI)が定めた基準を遵守しなければならないとされている。

使用が認められる食品添加物のポジティブリスト(限度量含む)は、CACによって新たに採用された食品添加物や機能的分類に従い、付録資料の補足版として自動的に追加されることになっている。

同リストは、FDAのウェブサイトにある2006年BFAD通達第16号から入手できる。問い合わせ先は同局製品サービス課。

いずれにせよ、ポジティブリストにある認可食品添加物について、その明示されている限度量を遵守するか、または適正製造規範(GMP)に基づき一般に受け入れられる最低使用限度レベルを常に求められている。

<参考例>

認可添加物リスト一覧表（2006年BFAD通達第16号より一部抜粋）

酢酸（INS番号260）

（機能）PH調整剤、保存料

食品分類番号	食品カテゴリー	最大使用限量
01.2.1	発酵乳（プレーン）	GMP（適正製造規範レベル）
02.1	水から分離した脂質やオイル	5000mg/kg
02.2.1.1	バターよび凝集バター	GMP
04.2.1	生野菜、ナッツ類や種苗	GMP
04.2.2.1	冷凍野菜	GMP
08.1.1	生鮮肉、家禽など	GMP
10.2.1	液体卵製品	GMP
10.2.2	冷凍卵製品	GMP
12.2	薬草、スパイス、調味料など	GMP
12.8	イーストやその類似製品	GMP
13.2	幼児用離乳食	5000mg/kg

アセチル化アジピン酸架橋デンプン（INS番号1422）

（機能）充填剤、乳化剤、安定剤、増粘剤

食品分類番号	食品カテゴリー	最大使用限量
01.2.1.2	発酵乳（プレーン）、発酵後熱処理	10000mg/kg
01.4.1	低温殺菌クリーム	GMP
01.4.2	ステリリン滅菌超高温短時間加熱処理（UHT） ホイップクリーム（低脂肪）	GMP
02.1	水から分離した脂質やオイル	GMP
02.2.1.1	バターおよび凝集バター	GMP
09.2.2	貝類や甲殻類、棘皮動物を含む冷凍てんぷら風 魚類やフィッシュ・フィレ、魚製品	GMP
11.2	その他の粗糖やメープルシロップ	10000mg/kg
13.1	幼児向け調合粉乳	25000mg/kg
13.2	幼児向け離乳食	60000mg/kg
14.1.5	コーヒー、代用コーヒー、茶、薬草茶 など暖かい穀物やシリアル飲料（ココアを除く）	10000mg/kg

アリテーム (INS 番号 956)

(機能) 甘味料

食品分類番号	食品カテゴリー	最大使用限量
01.1.2	乳製品飲料、フレーバー付または発酵飲料	100mg/kg
01.2	01.1.2 以外の発酵およびレンネット剤入り乳製品	60mg/kg
01.4	クリーム (プレーン) および類似品	100mg/kg
01.7	乳製品デザート (アイスクリーム、アイスマルク、プリン、果汁もしくはフレーバー入りヨーグルト)	100mg/kg
03.0	シャーベットやソルベットを含む食用氷	100mg/kg
05.0	コンフェクショナリー (菓子)	300mg/kg
07.0	ベーカリー製品	200mg/kg
11.2	その他の粗糖やメープルシロップ	GMP
11.4	高濃度甘味料を含む卓上甘味料	GMP
12.2	ハーブ、スパイス、調味料など (代用塩やインスタントヌードル用の調味料を含む)	100mg/kg
12.5	スープやブロス (煮出し汁)	40mg/kg
13.5	ダイエット食品 (カテゴリー13.1-13.4 までを除く)	3000mg/kg
14.1.4	「スポーツ飲料」や「電解飲料」などを含む 水ベースのフレーバー付飲料	40mg/kg

IV. 残留農薬に関する規制

加工食品の残留農薬を定めた規制制度はなく、食品に残存することが認められる残留農薬の基準値や食品に残存することが認められない農薬リストなども保健省食品薬品管理局（FDA）では定めていない。

ただし、FDA によると、米国（コーデックス委員会や食品薬品庁など）が定める残留農薬規制などを手本として「人体に脅威となる危険物質」として認められる残留農薬などが成分分析で発見された場合には、輸入業者や流通業者に対し、外国製造業者からの輸入手続きを規制し、再考を促すことになっている。

また、現時点で同局では「製品登録証明」の申請手続きにおいて、原産国が発行する「自由販売証明（CFS）」の提出を義務付けており、これによって該当輸入食品には残留農薬などの問題がないという証明がなされているとみなし、特にフィリピン側で厳しい残留農薬規制を課す必要はないと考えているようである。

さらに、フィリピンには 1992 年制定の消費者保護法（共和国法第 7,394 号）があり、「人体にとって危険な物質」が発覚した場合には、保健省などが中心となって危険物や同物質を含む食品の販売を即時禁止とし、製造業者や輸入業者を取り締まることになっている。

V. 輸入関税・内国諸税

日本原産品に対してフィリピンで適用する関税率は日本・フィリピン経済連携協定（JPEPA）の特恵税率もしくは最恵国待遇（MFN）のどちらか低い方である。なお、JPEPA の特恵関税を適用する場合は日本商工会議所もしくは国内各地の商工会議所に特恵原産地証明書の発給を申請する必要がある。フィリピンの関税率は、ジェトロのウェブサイトで利用できる「World Tariff」で関税分類番号（HS コード）毎に確認することができる。（初回利用時にユーザー登録が必要）。

ジェトロ・ウェブサイト（World Tariff）

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

フィリピン国内で販売される商品については、輸入貨物の課税標準（CIF 価格）＋輸入関税＋物品税の合計額に対して付加価値税（Value Added Tax=VAT）12%が課税される。

物品税（物品の重量、数量などの物理的測定単位に基づく従量税、または物品の売価に基づく従価税）は食品の場合、発酵酒、蒸留酒、ぶどう酒が対象となっており下表のように定められている。

発酵酒、蒸留酒、ぶどう酒に課税される物品税

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
発酵酒 (ペソ/L)	NRP ≤ P50.60	P15.00	P17.00	P19.00	P21.00	P23.50
	NRP > P50.60	P20.00	P21.00	P22.00	P23.00	P23.50
蒸留酒 (a+b)	a) ペソ/L	P20.00	P20.00	P20.00	P21.80	P21.63
	b) 税前小 売価格に 対する税 率	15%	15%	20%	20%	20%
ぶどう酒						
スパークリングワ イン、シャンパン (750ml) (ペソ/L)	NRP ≤ P500	P250.00	P260.00	P270.40	P281.22	P292.47
	NRP > P500	P700.00	P728.00	P757.12	P787.40	P818.90
アルコール度数が 14%以下のもの(ペソ /L)		P30.00	P31.20	P32.45	P33.75	P35.10
アルコール度数が 14%～25%以下のも の(ペソ/L)		P60.00	P62.40	P64.90	P67.50	P70.20
アルコール度数> 25%のもの(ペソ/L)		蒸留酒と同じ				

(注) NRP=Net Retail Price (税前小売価格：首都圏5店舗での小売価格平均)。
発酵酒およびぶどう酒は2018年以降、1リットルあたりの税金額が毎年4%
ずつ増税。蒸留酒は2018年以降、1リットルあたりの税金額が毎年4%ず
つ増税、さらに税前小売価格に対する税率は20%となる。

税率の詳細は以下の内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue : BIR) のウェブ
サイトを参照。

<http://www.bir.gov.ph/taxcode/2041.htm>

<http://www.dof.gov.ph/wp-content/uploads/2013/02/RR-17-2012.pdf>

VI. 関係先リスト

1. 管轄機関及び官庁

- (1) 保健省食品薬品管理局 (Food and Drug Administration : FDA, Department of Health)

住所 : Civic Drive, Filinvest Corporation City, Alabang, Muntinlupa City

TEL : +63-2-809-4390

Web : <http://fda.gov.ph>

- (2) 貿易産業省外国貿易サービス課 (Foreign Trade Service Corps, Department of Trade and Industry : FTSC-DTI)

住所 : 3/F DTI International, 375 Sen. Gil Puyat Ave., Makati City

TEL : +63-2-897-9672, +63-2-897-9656

Web : <http://www.dti.gov.ph>

- (3) 農務省 (Department of Agriculture : DA)

住所 : Elliptical Road, Diliman, Quezon City

TEL : +63-2-928-8741~65

Web : <http://www.da.gov.ph>

- (4) 内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue : BIR)

住所 : BIR National Office Bldg., Agham Road, Quezon City

TEL : +63-2-929-7676, +63-2-927-2511

Web : <http://www.bir.gov.ph>

2. 業界団体

- (1) フィリピン食品加工業者・輸出業者組合 (Philippine Food Processor & Exporters Organization, Inc. : PHILFOODEX)

住所 : Unit 1209, 12/F, Tycoon Center Condominium, Pearl Drive, Ortigas Center, Pasig City

TEL : +63-2-949-4932 Fax: +63-2-949-4054

Email : secretariat@philfoodex.org.ph

Web : <http://www.philfoodex.org.ph/>

(2) フィリピン食品技術士協会 (Philippine Association of Food Technologist : PAFT)

住所 : Unit 720 Cityland Shaw Tower, Shaw Boulevard cor. St. Francis St.,
Ortigas Center, Mandaluyong City

TEL : +63-2-635-9059

Email : paft_secretariat@yahoo.com

Web : <http://www.paft-phil.com/>

(3) フィリピン・スーパーマーケット協会 (Philippine Association of Supermarkets Inc. : PASI)

住所 : Pioneer 2 Building, 516 Rizal Avenue Extension, Gracepark, Caloocan
City

TEL : +63-2-351-4391

Web : <http://www.philippinesupermarkets.com/>

備考 : 中間層～高所得層を対象とした小売が中心。

(4) フィリピン・スーパーマーケット連合 (Philippine Amalgamated Supermarkets Association, Inc. : PAGASA)

住所 : 2 Nicanor A. Ramirez St., cor. E. Rodriguez Sr. Avenue, Mabuhay
Rotonda, Quezon City

TEL : +63-2-743-7065

Web : <http://www.pagasa.org.ph>

備考 : 中間層以下を対象とした小売が中心。

(5) 全国ホテル・レストラン組合 (Hotel and Restaurant Association of the Philippines : HRAP)

住所 : 4/F Golden Rock Bldg., #168 Salcedo St., Legaspi Village, Makati City

TEL : +63-2-816-2421

Email : secretariat@hrap.org.ph

Web : <http://www.hrap.org.ph/>

3. 食品検査機関

食品薬品管理局 (FDA) に認知されている検査機関

http://old.fda.gov.ph/laboratories_modified.htm)

<民間>

- (1) BIOTECH Central Analytical Services Laboratories : CASL (国立フィリピン大学ロスバニョス校内)

住所 : University of the Philippines Los Banos College, Laguna 4031

TEL : +63-49-536-1620、2721、2725

Email : biotech@uplb.edu.ph

Web :

<https://biotech.uplb.edu.ph/index.php/en/services?catid=35:static&id=127:casl>

備考 : 食品分析

- (2) BIOTECH Philippine National Collection of Microorganism : PNCM

住所 : University of the Philippines Los Banos College, Laguna 4031

TEL : +63-49-536-1620、2721、2725

Email : biotech@uplb.edu.ph

Web :

<https://biotech.uplb.edu.ph/index.php/en/services?catid=35:static&id=80:pncm>

備考 : 水・食品の微生物分析

- (3) First Analytical Services & Technical Cooperative : FAST

住所 : 20TH Avenue, Cubao, Quezon City

TEL : +63-2-913-0241

備考 : 食品分析、微生物分析

- (4) Intertek Testing Services Philippines, Inc.

住所 : Intertek Bldg., 2310 Chino Roces Ave., Makati City

TEL : +63-2-819-5841~47

Email : consumergoods.phils@intertek.com

Web : <http://www.intertek.com>

備考 : 食品分析、微生物分析

(5) Lipa Quality Control Center

住所：5/F Sra Maria Bldg., P. Torres St., cor. CM Rector Avenue, Lipa City

TEL：+63-43-756-6220～22

備考：食品分析

(6) Philippine Institute of Pure and Applied Chemistry : PIPAC

住所：Ateneo de Manila University Campus, Loyola Heights, Quezon City

TEL：+63-2-426-6072

Email：pipac@admu.edu.ph

Web：<http://www.pipac.com.ph/>

備考：食品分析、薬品成分分析

(7) Sentro sa Pagsusuri, Pagsasanay At Pangasi wang Pang-Agham at

Teknolohiya Corp : SENTROTEK

住所：208-B Pilar St., Mandaluyong City

TEL：+63-2-721-6500、9699

備考：食品分析、薬品成分分析、微生物分析

(8) SGS Phils, Inc.

住所：2/F Alegria Bldg., 2229 Chino Roces Avenue, Makati City

TEL：+63-2-817-6231、5656

備考：食品分析、薬品成分分析、微生物分析

< 公的機関 >

(1) Food and Nutrition Research Institute, Department of Science and

Technology : FNRI-DOST

住所：FNRI Bldg, DOST Compound, Gen. A. Santos Avenue, Bicutan, Taguig City

TEL：+63-2-837-6149、8113

Web：<http://www.fnri.dost.gov.ph/>

(2) Industrial Technology Development Institute : ITDI-Standards & Testing

Division Microbiology Laboratory

住所：DOST Compound, Gen. A. Santos Avenue, Bicutan, Taguig City

TEL：+63-2-837-2071 (Ext. 2197)

Email：std@dost.gov.ph

Web：<http://www.itdi.dost.gov.ph>

(3) Food Development Center, Department of Agriculture : FDC-DA

住所 : FTI Complex, Taguig City

TEL : +63-2-838-4014、4015

Email : info@fdc.net.ph

Web : <http://www.fdc.net.ph/>

(4) National Dairy Authority, Department of Agriculture : NDA-DA

住所 : NDA Bldg., BAI Compound, Visaya Avenue, Diliman, Quezon City

TEL : +63-2-926-0733～36

Email : dairynda@pldtdsl.net

Web : <http://www.nda.da.gov.ph>

4. その他

Islamic Da' wah Council of the Philippines : IDCP

電話 : +63-2-245-8456、9394

Email : inquire@idcphalal.com

Web : <http://www.idcphalal.com/>

備考 : ハラル認定

フィリピンにおける加工食品の輸入制度

2014年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.